第四節　ＡＳＥＡＮ構成国の投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するＡＳＥＡＮ構成国の自然人については、五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動

(b)(a)　日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第五節　自由職業サービスに従事するＡＳＥＡＮ構成国の自然人

法律、会計又は税務に関するサービス提供者として日本国の法令により次の(a)から(j)までに規定するいずれかの資格を有するＡＳＥＡＮ構成国の自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に、次に規定するそれぞれのサービスを提供するものについては、五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法令によって「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令によって「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法令によって「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法令によって「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法令によって「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法令によって「税理士」としての資格を有する税務サービス

(g)　日本国の法令によって「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス

(h)　日本国の法令によって「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス

(i)　日本国の法令によって「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス

(j)　日本国の法令によって「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第六節　同行する配偶者及び子

1　第二節から前節までの規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可されたＡＳＥＡＮ構成国の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2　１の規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法による日本国政府の許可を条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

注釈　この節の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令によって認められた配偶者又は子をいう。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　河野　太郎

（右条約の英文）

FIRST PROTOCOL TO AMEND
THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP
AMONG JAPAN AND MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION
OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS

The Governments of Japan and Brunei Darussalam, the Kingdom of Cambodia, the Republic of Indonesia, the Lao People's Democratic Republic, Malaysia, the Republic of the Union of Myanmar, the Republic of the Philippines, the Republic of Singapore, the Kingdom of Thailand and the Socialist Republic of Viet Nam, Member States of the Association of Southeast Asian Nations (hereinafter referred to as "ASEAN");

Recalling the Agreement on Comprehensive Economic Partnership among Japan and Member States of the Association of Southeast Asian Nations (hereinafter referred to as the "AJCEP Agreement"), which entered into force on 1 December 2008;

Encouraged by the achievements of the relationship between Japan and ASEAN for more than 40 years, particularly in the economic field;

Desiring to further enhance the competitiveness of Japan and the Member States of ASEAN (hereinafter referred to collectively as "ASEAN Member States" or individually as "ASEAN Member State") by using the AJCEP Agreement as the main vehicle;

Recalling further the Vision Statement on ASEAN-Japan Friendship and Cooperation (Shared Vision, Shared Identity, Shared Future) adopted by the Heads of State or Government of Japan and ASEAN Member States to commemorate the 40th Year of ASEAN-Japan Friendship and Cooperation where they expressed their commitment to further enhancing comprehensive economic partnership through, among others, strengthening cooperation in areas of mutual interest related to trade in goods, trade in services and investment, including enhancing the utilisation of the AJCEP Agreement and the implementation of the ASEAN-Japan 10-Year Strategic Economic Cooperation Roadmap;

Noting Articles 50 and 51 of the AJCEP Agreement, which reflect the intention of Japan and ASEAN Member States to discuss and negotiate provisions for trade in services and investment, and incorporate the results of the negotiations into the AJCEP Agreement;